標準文書保存期間基準(保存期間表) 学生支援課

②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	9保存期間 了後の措置
法律の制定又は 改廃及びその経 緯		立案基礎文書(一の項イ)	基本計画 条約その他の国際約束	20年	移管
			大臣指示		
		 立案の検討に関する審議会等文	<u>政務三役会議の決定</u> 開催経緯	1	
		書(一の項イ)	諮問 議事概要・議事録		
			配付資料		
			中間答申 最終答申		
			中間報告		
			最終報告 建議		
		立案の検討に関する 調本 研究立	提言 状況調査	1	
		立案の検討に関する調査研究文 書(一の項イ)	ヒアリング		
	(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録され た文書(一の項ロ)	法制局提出資料 審査録		
	(3)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	案	1	
			趣旨 要約		
			新旧対照条文		
			参照条文 意見公募要領		
			提出意見 提出意見を考慮した結果及びそ		
			の理由]	
	(4)他の行政機関 への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)	各省への協議案 各省からの質問・意見		
	100 100 142		各省からの質問・意見に対する		
	(5)閣議	 閣議を求めるための決裁文書及	□答 5 点セット(要綱、法律案、理	1	
		び閣議に提出された文書(一の項二)	由、新旧対照条文、参照条文)		
		· 久 一/	閣議請議書		
			案件表 配付資料		
	(6)国会審議	国会審議文書(一の項へ)	議員への説明 趣旨説明	1	
			想定問答		
			答弁書 国会審議録・内閣意見案・同案		
			の閣議請議書	1	
		官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	官報の写し 公布裁可書(御署名原本)		
	(8)解釈又は運用	解釈又は運用の基準の設定のた	状況調査]	
	の基準の設定	めの調査研究文書(一の項チ) 解釈又は運用の基準の設定のた	逐条解説	1	
		めの決裁文書(一の項チ)	ガイドライン 訓令		
			通達		
			告示 運用の手引		
	(9)その他		制定・改廃等に関する事項のう ち、他の区分に該当しない文書		
政令の制定又は 改廃及びその経		立案基礎文書 (一の項イ)	基本方針 基本計画	20年	移管
は発及しての経緯			条約その他の国際約束		
			大臣指示 政務三役会議の決定		
		立案の検討に関する審議会等文	開催経緯	1	
		書(一の項イ)	諮問 議事概要・議事録		
			配付資料中間答申		
			最終答申		
			中間報告 最終報告		
			建議提言		
			提言	J	

②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	⑨保存期間流 了後の措置
		立案の検討に関する調査研究文 書(一の項イ)	状況調査 ヒアリング		
		政令案の審査の過程が記録された文書(一の項ロ)	法制局提出資料 審査録	-	
		意見公募手続文書(一の項ハ)	案 趣旨 要約 新旧対照条文 参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見 提出意見を考慮した結果及びそ		
	(A) (I) - (= T) (W B)	(の理由		
	(4)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)	各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する 回答		
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及 び閣議に提出された文書(一の 項二)	5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文)		
	(6)官報公示その	官報公示に関する文書その他の	閣議請議書 案件表 配付資料 官報の写し	-	
	他の公布	公布に関する文書(一の項ト)	施行令公布裁可書(御署名原本)		
		解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)	状況調査 ヒアリング		
	V = - V L L L L L L L L L	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)	逐条解説 ガイドライン 訓令 通達 告示		
	(8)その他		運用の手引 制定・改廃等に関する事項のう ち、他の区分に該当しない文書		
3 省令の制定又は 改廃及びその経		立案基礎文書(一の項イ)	基本方針	20年	移管
緯			基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定		
		立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)	基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間報告 最終報告 提言		
		書(一の項イ) 立案の検討に関する調査研究文	基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付報告 最終報告 提言 状況調査		
		書(一の項イ)	基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間報告 最終報告 提言		
	(2)意見公募手続	書(一の項イ) 立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ)	基条大政務 開語議配中最上 状ヒ 実趣要新参公提出 画		
	(2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示	書(一の項イ) 立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ) 意見公募手続文書(一の項ハ) 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項ホ) 官報公示に関する文書(一の項ト)	基条大政開諮議配中最提 状ヒ案趣要新参公提提の省理新参官本約臣所務権問事付間終言況ア 旨約旧照募出出理令由旧照の国際的主義 要料告告 査ン 照文領見見 照文の 文 全		
	(2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示 (5)解釈又は運用	書(一の項イ) 立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ) 意見公募手続文書(一の項ハ) 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項ホ) 官報公示に関する文書(一の項	基条大政開諮議配中最提状と案趣要新参公提提の省理新参官 状と逐ガ本約臣務催問事付間終言況ア 旨約旧照募出出理令由旧照報 況ア条のの示役績 要料告告 査ン 照文領見見 照文写 査ン説う の決		
	(2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示 (5)解釈又は運用	書(一の項イ) 立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ) 意見公募手続文書(一の項ハ) 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項木) 官報公示に関する文書(一の項ト) 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ) 解釈又は運用の基準の設定のための調査での表準の設定のための調査での表準の設定のための調査での表準の設定のための調査である。	基条大政開諮議配中最提状と案趣要新参公提提の省理新参官 状と逐本約臣務権問事付間終言況ア 旨約旧照募出出理令由旧照報 況ア 国の示役 要料告告 査ン 照文領見見 照文写 査ン説の () () () () () () () () () () () () ()		

	②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	⑨保存期間満 了後の措置
4	閣議の決定又は 了解及びその経 緯	に対する答弁に 関する閣議の求	答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ) 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書(四の項ロ) 答弁が記録された文書(四の項ハ)	質問主意書法制局提出資料 質問主意書審査録 質問主意書答弁案 質問主意書に関する閣議請議書 質問主意書に関する案件表 質問主意書に関する配付資料 質問主意書答弁書 閣議の決定又は了解及びその経 緯に関する事項のうち、他の区	20年	移管
5		条第3号の許認	計認可等をするための決裁文書 その他の許認可等に至る過程が 記録された文書	分に該当しない文書 行政文書開示請求書 開示決定書 異議申立書	開示決定等 がされる日 に係る特定 日以後5年	以下について 移管 (それ以 外は廃棄。) ・国籍に関す るもの
6			許認可等をするための決裁文書 その他許認可等に至る過程が記 録された文書(十一の項)	通知 認可 確認申請書 確認通知書 更新確認申請書 届出書	1公の置きめ限許効する後年年書管ととも。可が日定年(館のるをの)等消に日国へ措べ定にはの滅係以	移管
				行政文書開示請求書 開示決定書 異議申立書	開示決定等 がされる特定 日以後5年	以移・便事特益る・の等督も下管運、業に事も公設、等ので、気の要に、法・導関い、郵通他な関、人廃・すて、信の公す、等止監るで、は、
		(2)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。) は経済 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	①交付の要件に関する文書(十三の項イ) ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)	交付規則 交性 疾	交付に係る 事業の 事る特定 の特定 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	以移・交関・実関 に
			③補助事業等実績報告書(十三の項イ) 補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯のうち他の区分に該当しない文書	実績報告書 額の確定 補助金等の繰越関係 その他(他の区分に該当しない 文書)		

②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	9保存期間満 了後の措置
7 職員の人事に関 する事項		一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の2第1項の届出の文書等	扶養親族届	届出に係る 要件を具備 しなけいら た日から 6 年	廃棄
		人事院規則9-5 (給与簿)第3 条の出勤簿	出勤簿	作成の日か ら5年	
		人事院規則 9-7 (俸給等の支 給)第13条の超過勤務命令簿	超過勤務命令簿	作成の日か ら5年3月	
		人事院規則9-24(通勤手当)第 3条の通勤届	通勤届	届出に係る 要件を具備 しなけいら た日から 年	
		人事院規則9-24(通勤手当)第 4条第2項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	大 支給 要件を 具備しな な り ら ら ら ら ら ら の も も も も も も も り り り り り り り り り り り り	
		人事院規則9-30(特殊勤務手 当)第34条第1項の特殊勤務実 績簿	特殊勤務実績簿	作成の日か ら6年	
		人事院規則9-30(特殊勤務手 当)第34条第1項の特殊勤務手 当整理簿	特殊勤務手当整理簿		
		人事院規則9-30(特殊勤務手 当)第34条第2項の報告の文書	報告		
		人事院規則9-54(住居手当)第 5条第1項の住居届	住居届	届出に係る 要件を具備 しなけいら た日から 年	
		人事院規則 9-54 (住居手当) 第 6条第 2 項の住居手当認定簿	住居手当認定簿	支給要件を 具備しなく なった日か ら6年	
		人事院規則 9-80 (扶養手当) 第 4条第2項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を 具備しなく なった日か ら6年	
		人事院規則9-80(扶養手当)第 4条第3項(第5条において準 用する場合を含む。)の事実等 を証明する書類		届出に係る 要件を具備 しなくなっ た日から 6	
		人事院規則 9-89(単身赴任手 当)第7条第1項の単身赴任届	単身赴任届	年	
		人事院規則9-89(単身赴任手 当)第8条第2項の単身赴任手 当認定簿	単身赴任認定簿 	支給要件を 具備しなく なった日か	
		人事院規則 9-93(管理職員特別 勤務手当)第 4 条の管理職員特 別勤務実績簿		作成の日か ら6年	1
		人事院規則 9-93(管理職員特別 勤務手当)第4条の管理職員特 別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務手当整理簿		
		人事院規則9-121 (広域異動手 当)第8条第2項の住居等を明 らかにする書類		確認に係る要件を具備しなくなった日から5	
				年	

	2)事	項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	⑨保存期間満 了後の措置
				一般職の職員の勤務時間、休暇 等に関する法律(平成6年法律 第33号。以下「勤務時間法」と いう。)第6条第3項の申告の 文書等	フレックスタイム制の申告簿	取得の日か ら3年	
				勤務時間法第6条第3項の割振 りの文書等 勤務時間法第13条の2第1項又		作成の日か ら3年	
				は第15条第1項の指定の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第3条第4 項の割振りの変更の文書等			-
				人事院規則15-14 (職員の勤務時	外の職員の週休日及び勤務時間 の割振り等の明示の文書		
				間、休日及び休暇)第27条第 1 項の休暇簿 人事院規則15-14(職員の勤務時	超勤代休時間の指定を希望しな		-
					い旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の 申出の文書 出産した場合の届出の文書	ら3年	
				間、休日及び休暇)第27条第3 項の届出の文書等 人事院規則15-14(職員の勤務時	休暇等の事由を確認するための		
				間、休日及び休暇)第29条第2 項の証明書類 人事院規則15-14(職員の勤務時			
				項の通知の文書等の写し 人事院規則15-14 (職員の勤務時	の文書の写し フレックスタイム制の割振り等 又は週休日の振替等の通知の文		_
		ーンシッ]する事項	(2)インターン シップ	項の通知の文書等の写し インターンシップ	実施要領等	5年	_
i a	通達の 牧廃及	制定又はびその経	討その他の重要 な経緯(1の項	①立案の検討に関する審議会等 文書(二十の項イ)	審議会等文書	10年	移管
ř	偉		から13の項まで に掲げるものを 除く。)	<u>ス書(二十の頃1)</u> ③意見公募手続文書(二十の項	調査研究文書 意見公募手続文書		
				イ) ④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	決裁文書		
				⑤官報公示に関する文書(二十 の項ハ)	官報公示関係文書		

	②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	⑨保存期間満 了後の措置
9			概算要求の方針 行政事業レビュー	10年	以移・十の歳の並務算基方決重記書に入決びに書・十の継告基方決馬下管財七規入決びに書礎針定要録(送及算に関を財七規続書礎針定悪に 政条定及算に関のと及そなさ財付び報国す含政条定費のと及そない 第一よ再告のる製っ意他緯た大た出書債計。第三よ算製っ意他績て 三項る出書債計のた思のが文臣歳の並務算)三項る報のた思のが	
			決算に関する事項	財務諸表		重記書に続書・十の予調基方決重記書に備書・かにになさ要録(送費を財五規備書礎針定要録(送費を上、お関経れなさ財付決含政条定費のと及そなさ財付に含記行けす緯た経れ務し算む法第にに作なびの経れ務し係むの政るるが文緯た大た報。第二よ係製っ意他緯た大たる。ほ機決重記書が文臣継告)三項るるのた思のが文臣予調) 関算要録
10	独立行政法人等に関する事項	通則法 (平成11 年法律第103 号) その他の法	①立案の検討に関する調査研究 文書(二十四の項イ) ②中期計画、事業報告書その他 の中期目標の達成に関し法律の	中期目標変更協議 中期計画変更認可 年度計画届出	10年	移管
		中期目標の制定	規定に基づき独立行政法人等に より提出され、又は公表された 文書 (二十四の項二)	事業報告書、業務方法書		
		(2)独立行政法人 通則法その他の 法律の規定によ る報告及び検査	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)	報告 検査	5年	
		その他の指導監督に関する重要な経緯	②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)	是正措置の要求 是正措置		

	②事 項	③業務の区分	⑤当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当項)	⑦文書の具体例	8保存期間	9保存期間満 了後の措置
		③独立行政法 の業務の実 に関するが は 発するが は 発 り で り で り り り り り り り り り り り り り り り	独立行政法人評価	基準案、基準の決定 年度評価書、見込評価書、期間 実績評価書 見直し内容	10年	
			独立行政法人等に関する業務の うち他の区分に該当しない文書	独立行政法人等に関する業務の うち他の区分に該当しない文書		廃棄
11		の項から20の項	国会審議文書(二十九の項)	答弁書	10年	以下について 移
		の項から20の項 までに掲げるも	審議会等文書(二十九の項)	議事概要・議事録 配布資料 答申・報告・建議・提言等	10年	以下について 移管 審議会その他
12	文書の管理等に 関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿(三十一の項)	受付簿	5年	以下について 移管
			決裁文書の管理を行うための帳 簿 (三十二の項)	決裁簿	30年	・移管・廃棄 簿
			決裁文書の管理を行うための帳 簿(三十二の項)	移管・廃棄簿	20年	
			る記録	文部科学省行政文書管理規則第 22条第3項に基づき廃棄した行 政文書ファイル等の記録		
			標準文書保存期間基準		次回の更新 まで	
	広報に関する事 項	広報に関する立 案・実施及びそ の結果に関する 重要な経緯	文部科学省の広報の実施・報告 に関する文書	報道発表資料 ホームページ原稿	3年	廃棄
	調査に関する事 項	調査に関する立	立案の検討に関する会議等文 書、調査研究及び調査結果報告 書	立案関係文書	10年	以下について 移管 ・基幹統計調
		調査の実施、調	文部科学省等所管の事務に関す る調査の実施方針・進捗管理に 関する文書	調査要領	5年	査の企画に関 する文書及び 調査報告書・
		緯	国本における国本亜 は訳及び じ	報告書	10年	一般統計調査の調本報告書
15	妆 弗,融 本 体。	妆弗 - 和 △ 笠	調査における調査票情報及びドキュメント情報(電磁的記録に限る。)	調査票、回答票	常用	の・度のす行等・や策きえず 廃調所の把る状)法そ立なたる報す用等査調の後等響案の告る状に(査解のにをに書制況関施 釈政大与関
15	旅費・謝金等に 関する事項	旅費・謝金等	旅費・謝金等に関する文書	予算の執行、旅費・謝金等の支 出に関する資料 実施原議 等	·	廃棄
			出張に関する文書	旅行依頼伺	3年 5年	1
				旅行命令伺 パスポート申請、便宜供与関係 京書	3年	1
			使用簿等	タクシーチケット利用簿	5年	
					使用年度の 終了後の1年	

項 禁に関す [③業務の区分 委託事業	⑤当該業務に係る行政文書の 類型 (施行令別表の該当項) 事業の採択に関する会議等に関	⑦文書の具体例 委託事業実施要項	8保存期間	⑨保存期間満 了後の措置
	委託事業		季		
		する文書	安託事業失施妥項 委託事業公募要領 採択に関する委員名簿 採択に関する会議資料	5年	廃棄
		事業の実施及び結果に関する文 書	委託契約書 変更承認申請関係書類 事業完了報告書 委託額確定通知		
で で で で で で で で で で で で で う う う う う う う	税制改正	税制改正に関する文書	税制改正関係資料	5年	廃棄
運用に関 項	制度の運用	教育資金の一括贈与に係る贈与 税の非課税措置に関する文書	通知・事務連絡		
		特定の学資としての資金の貸付 けに係る消費貸借契約書の印紙 税の非課税措置に関する文書	通知・事務連絡		
₩ ===11-	ᄼᄼ ᄼᄼ ᄼᄼ				移管
・金信託に 事項	公益信託	公金信託		10年	移管 移管
				10	廃棄
			信託条項変更 申請書、協議書、証明書		移管
			事業計画書・事業報告]	廃棄
					移管
			公益信託の終了関係資料		庆 齐
				+	<u>廃棄</u> 移管
典に関す	国内式典	文部科学省・国内他機関・団体等は保証曲・会議等の実施に関	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書等	3年	廃棄
	表彰	表彰	実施要項等	5年	廃棄
援課が事	会議・検討会	会議・検討会関係	開催通知	3年	廃棄
担う会議る事項の他の事項でれない			委員委嘱 配布資料 議事概要 報告·提言等		
- +立 =田 よくな	`爲如, 声 致`声级	· 落 和 。 車 致 `声 攸	│ │ 済 fn . 車 致 '車 绞	2左	
振謀か発 通知・事 のうち、 項に区分 いもの	地知・事務連絡	通知・事務連 船	週知・事務連絡	34	廃棄
衣頼に対 答文書	照会•依頼	照会対応	依頼等に対する回答等	1年	廃棄
			や依頼等に対する回答等		
			その他の外部からの照会や依頼 等に対する回答等(陳情・意見 書・開示請求への回答等		
			省内からの照会や依頼等に対す る回答等		
	実施・報告	後援名義の使用許可申請	後援名義の使用許可申請	3年	
学省行政 理規則に 、1年未		文部科学省行政文書管理規則に おいて、1年未満の保存期間と することができる文書	いる行政文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日		廃棄
₹存期間と ∴とができ ‡			出版物や公表物を編集した文書 課の所掌業務に関する事実関係 の問合せへの応答		
			の観点から利用に適さなくなっ た文書		
			意思決定の途中段階で作成した もので、当該意思決定に与える 影響がないものとして、長期間 の保存を要しないと判断される		
	運項 益事 典 関 援担る他さ 援通の項い衣答 学理、存と用 信項 に す 課う事のれ 課知うにも頑文 省規1期がに 託 関 る が会項事な が・ち区の対 行則年間で関 事 事議の項い 発事、分 政に未とき	 運項 益事 農村 関連項 (こす) (こす) (こす) (こす) (こず) (こず)	運用に関制度の運用 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に関する文書 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費置に関する文書 確認申請書類 公益信託 公益信託 本電器・検討会 会議・検討会関係 会議・検討会関係 会議・検討会関係 通知・事務連絡 通知・事務連絡 通のうちに分いもの 独類にこめているできる分いもの がな 通知・事務連絡 原子により 原会・依頼 原子期間と おいて、1年未 高の保存 明間と おいてことができる文書 アーカリア できる文書 アーカリア アーカー マーカー できる文書 アーカー できる文書 アーカー マーカー マーカー マーカー マーカー マーカー アーカー マーカー マ	運用に関制度の運用 教育資金の一括贈与に係る贈与 祝の非課稅措置に関する文書 通知・事務連絡 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費賃借契する文書 確認申請書類、確認書	適知・事務連絡 一次のでは、